

労働災害防止に係るチェックリスト（清掃業・ビルメンテナンス業）の集計結果

小田原労働基準監督署 安全衛生課

平成 25 年 9 月及び 10 月に常時 10 人未満の事業場及び 9 月に開催した集団指導を欠席した事業場を対象として、52 事業場にチェックリストの実施を依頼し、20 事業場（回答率 38.5%）から回答を得た結果は以下のとおりです。

（回答事業場／対象事業場）

1 労働災害の発生について

① 過去 3 年間の間に休業 1 日以上労働災害が発生した		3 事業場／20 事業場			
② ①で「した」の場合、何件発生しましたか		各事業場 1 件			
③ ①で「した」の場合、どのような労働災害が発生しましたか		薬傷、転倒、蜂刺され			
④ 労働災害が発生した場合は、原因を究明して対策を講じている		16 事業場／20 事業場			
⑤ ④で「はい」の場合、どのような対策を講じていますか（複数回答）：回答 16 事業場					
設備改善	作業方法の改善	教育の実施	作業手順の改善	ビルオーナー等への改善依頼	その他
4	15	14	10	3	0

過去 3 年間に休業災害を発生させた事業場は、3 事業場でしたが、災害が発生した時に原因究明を行うと回答した事業場は、16 事業場でした。対策として、「作業方法の改善を検討する」が 15 事業場と最も多く、続いて「教育の実施を行う」が、14 事業場となりました。原因により、対策は異なりますが、作業方法や作業手順を改善・見直しをした時は、関係労働者に周知をするための教育も実施してください。

2 安全衛生管理体制について

① 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者 （安全衛生管理体制は、事業場ごと（場所ごと）の労働者数により、選任・設置の規模を考えますが、管理者がいないような数人の規模の事業場は、直近上位の事業場に包括して規模を考えることがあります。）		
種別	選任している回答のあった事業場数	事業場規模から選任を要する事業場数
総括安全衛生管理者（労働者数 100 人以上）	5	3
安全管理者（労働者数 50 人以上）	7	5
衛生管理者（労働者数 50 人以上）	7	5
産業医（労働者数 50 人以上）	5	5
安全衛生推進者（労働者数 10～49 人）	8 <small>（規模以外で回答があり、該当する規模の事業場では 5 人）</small>	7
② 安全衛生委員会（労働者数 50 人以上）又は安全衛生に関する事項について意見を聴く場（労働者数 50 人未満）を設けている		11 事業場／20 事業場
③ ②の委員会、意見を聴く場を毎月 1 回以上定期的に開催している		8 事業場／11 事業場

安全衛生管理体制では、50 人以上の規模の事業場においては、選任がなされていましたが、10～49 人の規模の事業場において、本来、安全衛生推進者を選任すべき規模の事業場において選任がなされていない事業場が認められました。

安全衛生委員会や安全衛生に関する意見を聴く場を設けていない事業場も認められ改善が必要な状況です。設備、作業方法の改善等について話し合っ労働災害のない職場づくりを行ってください。

3 安全衛生教育について

① 新規に雇入れや作業転換をした者に、教育を実施している	17 事業場 / 20 事業場
② 管理的な立場の従業員に、職長教育を実施している	12 事業場 / 20 事業場

雇入れ時等の教育については、法令においても定めがあり、すべての事業場で実施されることが望まれます。また、職長教育については、法定の業種以外の業種に係るものとして、「ビル管理業、清掃業等における自主的安全衛生活動の推進について（昭 59.2.17 基発第 81 号）」により、「ゴンドラの操作の業務等危険な業務に従事する労働者に対する特別教育及び職長に対する教育を実施させること。」と定められておりますので、必要に応じて実施することが望ましいこと。

4 安全な作業方法の確立・周知について

① 使用する機器、設備、作業方法等に即した作業標準を作成している	13 事業場 / 20 事業場
② ①で作成した作業標準を対象となる労働者に周知している	13 事業場 / 13 事業場
③ 作業前の朝礼やミーティング等で災害防止へ注意喚起を行っている	18 事業場 / 20 事業場
④ 職場の安全パトロール巡視を行っている	16 事業場 / 20 事業場
⑤ 作業服は会社指定の身体に合ったものを正しく着用させている	17 事業場 / 20 事業場
⑥ 作業に応じて必要な保護具を正しく着用させている	17 事業場 / 20 事業場

就業場所が顧客の施設・設備であるために、物理的な災害防止措置を講じがたいこと、災害の原因が労働者の「行動」によるものが多いこと等から、災害防止の多くを労働者の注意力に頼らざる得ない現実があります。このため、事業者が責任をもって安全な作業標準を作成し、安全な作業方法で作業が行われているかを確認する職場巡視が重要なものとなりますので、作業標準の作成と周知、災害防止の意識づけのための注意喚起及び職場巡視の実施していない事業場について、今後取組みをお願いします。

5 墜落災害防止について

① 脚立は滑ったり傾いたりしないよう据え、開き止め金具を両方ともロックし使用させている	19 事業場 / 20 事業場
② 脚立は破損、変形、緩み等がないよう使用前に点検させている	19 事業場 / 20 事業場
③ 脚立の上で、前後左右に体を伸ばしたり、つま先立ち等無理な姿勢で作業しない、段差や階段で使用しない、昇降又は作業する場合に転倒のおそれがあるときは、他の者が支える等の作業方法を教育している	19 事業場 / 20 事業場
④ 階段の昇降の際には、急がず、ゆっくりと確認しながら移動するよう指導・徹底している	19 事業場 / 20 事業場

墜落災害防止については、発生すると重篤な負傷となることが、多いことから引き続き取組みをお願いします。

6 転倒災害防止について

① 作業に使用させる履物は、通路、作業床面等の構造又は作業の状態によって適当な履物を指定し、使用させている	18 事業場 / 20 事業場
② 床の洗浄作業において、滑り止めのついた履物を使用させる等の転倒防止対策を講じている	17 事業場 / 20 事業場

転倒災害を防ぐための一つの対策として、適切な履物を使用させることが重要ですので、適切な履物の選定と点検、交換を実施してください。

7 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動・KY活動（危険予知）活動、リスクアセスメントについて

① 現在「4S活動」を実施している	15事業場／20事業場
② 「4S活動」は手順を決めて定期的の実施している	13事業場／15事業場
③ 現在「KY活動」を実施している	14事業場／20事業場
④ 「KY活動」は手順を決めて定期的の実施している	12事業場／14事業場
⑤ 現在「リスクアセスメント」を実施している	12事業場／20事業場

物の不安全な状態を減らすために、職場の4S活動に取り組んでください。また、人の不安全な行動を減らすために「作業にどんな危険が潜んでいるか」、「ここ危ない」等の危険予知ができるよう危険感受性を高める訓練してください。

職場の危険性又は有害性を特定し、それによる重篤度と発生する可能性を組み合わせるリスクの見積もりを行い、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去、低減措置を検討する一連の管理手法を導入することにより、従来の発生した災害の原因を取り除くことから、災害を未然に防ぐ取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

8 高年齢労働者への配慮事項について

① 年齢・個人差を配慮して仕事内容・強度・時間等を調整している	19事業場／20事業場
② 熟練者にありがちな慣れによる事故を防ぐ工夫をしている	17事業場／20事業場
③ 照明の明るさや使用する機器・設備についての配慮をしている	17事業場／20事業場

法令では、中高年齢労働者の配置に際して、労働災害防止の観点から、心身の条件にみあった適正な配置となるよう努力義務を課しています。

また、若年者と比較して、夜勤後の体重回復力、薄明順応、聴力及び平衡機能等の身体機能が低下することが（財）労働科学研究所の調査にありますので、配慮をお願いします。